

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 3 月 28 日 (金) 号外第 31 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例 (30) (議会事務局議事・法務政策課) . . . 3
	鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を 改正する条例 (31) (〃) . . . . . 4

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県議会委員会条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

組織改正に伴い、常任委員会の所管する部局について所要の改正を行うとともに議会運営委員会の定数を改める。

## 2 条例の概要

- (1) 地域振興県土警察常任委員会の所管する文化観光局を文化観光スポーツ局に改める。
- (2) 議会運営委員会の定数を11人（現行 10人）とする。
- (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

## ◇鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

公職選挙法の一部改正に伴い、選挙区の区域を定めるとともに、平成22年国勢調査の結果に基づき各選挙区において選挙すべき議員の数を見直すものである。

## 2 条例の概要

- (1) 選挙区は、市及び郡の区域とする。
- (2) 各選挙区において選挙すべき議員の数について、米子市選挙区を1名増やし、西伯郡選挙区を1名減ずる。
- (3) 施行期日は、次の一般選挙からとする(2)に関する事項を除き、平成27年3月1日とする。

# 条 例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第30号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 2em;">未来づくり推進局、危機管理局、総務部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 2em;">福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 2em;">商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>地域振興県土警察常任委員会 8人</p> <p style="padding-left: 2em;">地域振興部、<u>文化観光スポーツ局</u>、県土整備部及び警察本部に関する事項</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>11人</u>とする。</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 2em;">未来づくり推進局、危機管理局、総務部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 2em;">福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 2em;">商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>地域振興県土警察常任委員会 8人</p> <p style="padding-left: 2em;">地域振興部、<u>文化観光局</u>、県土整備部及び警察本部に関する事項</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>10人</u>とする。</p>

### 附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第31号**

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（平成9年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																											
<p style="text-align: center;">鳥取県議会議員の定数<u>並びに選挙区</u>及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項<u>並びに公職選挙法</u>（昭和25年法律第100号）<u>第15条第1項及び第8項</u>の規定に基づき、鳥取県議会議員の定数<u>並びに選挙区</u>及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。</p> <p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第3条 <u>鳥取県議会議員の選挙区及び各選挙区</u>において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">選 挙 区</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">選挙すべき議員の数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取市選挙区</td> <td style="text-align: center;">鳥取市の区域</td> <td style="text-align: center;">12人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米子市選挙区</td> <td style="text-align: center;">米子市の区域</td> <td style="text-align: center;"><u>9人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市選挙区</td> <td style="text-align: center;">倉吉市の区域</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">境港市選挙区</td> <td style="text-align: center;">境港市の区域</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩美郡選挙区</td> <td style="text-align: center;">岩美郡岩美町の区域</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八頭郡選挙区</td> <td style="text-align: center;">八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東伯郡選挙区</td> <td style="text-align: center;">東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の区域</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> </tbody> </table>	選 挙 区		選挙すべき議員の数	名称	区域	鳥取市選挙区	鳥取市の区域	12人	米子市選挙区	米子市の区域	<u>9人</u>	倉吉市選挙区	倉吉市の区域	3人	境港市選挙区	境港市の区域	2人	岩美郡選挙区	岩美郡岩美町の区域	1人	八頭郡選挙区	八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域	2人	東伯郡選挙区	東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の区域	3人	<p style="text-align: center;">鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項<u>及び公職選挙法</u>（昭和25年法律第100号）<u>第15条第8項</u>の規定に基づき、鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。</p> <p>(各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第3条 各選挙区において選挙すべき<u>鳥取県議会議員</u>の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">選 挙 区</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">選挙すべき議員の数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">鳥 取 市</th> <th style="text-align: center;">米 子 市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12人</td> <td style="text-align: center;"><u>8人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> </tbody> </table>	選 挙 区		選挙すべき議員の数	鳥 取 市	米 子 市	12人	<u>8人</u>	3人	3人	2人	2人	1人	1人	2人	2人	3人	3人
選 挙 区		選挙すべき議員の数																																										
名称	区域																																											
鳥取市選挙区	鳥取市の区域	12人																																										
米子市選挙区	米子市の区域	<u>9人</u>																																										
倉吉市選挙区	倉吉市の区域	3人																																										
境港市選挙区	境港市の区域	2人																																										
岩美郡選挙区	岩美郡岩美町の区域	1人																																										
八頭郡選挙区	八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域	2人																																										
東伯郡選挙区	東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の区域	3人																																										
選 挙 区		選挙すべき議員の数																																										
鳥 取 市	米 子 市																																											
12人	<u>8人</u>																																											
3人	3人																																											
2人	2人																																											
1人	1人																																											
2人	2人																																											
3人	3人																																											

西伯郡選挙区	西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域	2人	西 伯 郡	3人
日野郡選挙区	日野郡日南町、日野町及び江府町の区域	1人	日 野 郡	1人

## 附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第3条の表の右欄の改正規定は、次の一般選挙から施行する。